

計画作成年度	令和5年度
変更計画年度	令和6年度
計画主体	富山県 富山市

## 富山市鳥獣被害防止計画（変更）

<連絡先>

担当部署名 富山県富山市農林水産部森林政策課  
所在地 富山県富山市新桜町7-38  
電話番号 076-443-2019  
FAX番号 076-443-2185  
メールアドレス sinrinseisaku@city.toyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス等（カラス、スズメ、ムクドリ）、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、カワウ、アオサギ、カルガモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	富山県富山市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年1月末現在）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻 雑穀（ソバ）	435万円、 0.5 ha
ニホンザル	野菜（ナス等）	107万円、 0.2 ha
スズメ	水稻	4万円、0.04 ha
カラス	果樹（ナシ） 野菜（スイカ）	318万円、 0.4 ha
ムクドリ	果樹（ナシ）	32万円、 0.03 ha
ツキノワグマ	人身被害	7件
アオサギ	水稻踏み荒らし	
カルガモ	水稻踏み荒らし	
ニホンジカ	剥皮被害	
ハクビシン	被害なし	
カワウ	アユ等	1,778万円（推定）

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

イノシシによる被害については、7月から9月にかけて水稻の生育期から収穫期までの踏み荒らし（ぬたうち）による被害が中心であり、令和5年の被害額は435万円となり、対前年比で45%と大幅に減少した。一方、被害エリアが市内中山間地域全体に広がっており、過去に被害の見られなかった市街地周辺の里山や電気柵等の被害対策が実施されていない地区で被害が拡大する傾向にある。

### ②ニホンザル

ニホンザルによる被害については、6月から7月にかけて水稻や野菜の食害があり、令和5年の被害額は107万円となった。電気柵の普及により、被害は減少傾向となっていたが、近年、増加傾向にあり、過去に出没が見られなかった市街地への出没や民家周辺への出没に伴う生活環境被害については拡大傾向にある。

### ③カラス等（カラス・スズメ・ムクドリ・アオサギ・カルガモ）

カラスによる果樹（ナシ）被害については、銃器での駆除を実施しなくなった平成23年以降、被害額が増加傾向であったが、園地へのつや消し黒ワイヤーの普及が進んだこと等により被害額は減少傾向となっている。また、野菜（スイカ）の食害があり、令和5年の被害額は318万円となった。

鳥類の水稻被害については、5月上旬から5月下旬にかけての水稻の移植や直播直後におけるカラス、アオサギ、カルガモの踏み荒らしによる被害が見られ、7月の生育期には、スズメによる食害があり令和5年の被害額は4万円となった。

カラス、スズメ以外の鳥類では、ムクドリによる果樹（ナシ）に対する被害が発生しており、令和5年度の被害額は32万円となった。

### ④ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害については、堅果類の作柄により出没状況が変動している。また、人身被害が発生しないよう出没状況に応じた捕獲や広報活動等を実施しているが、令和5年は7件の人身被害が発生した。

### ⑤ニホンジカ

ニホンジカによる被害については、これまでのところ軽微であるが、中山間地域を中心に目撃情報や痕跡情報（剥皮被害）が増えており、今後生息数の増加及び生息域の拡大による農作物被害や林業被害の増加が懸念される。

### ⑥ハクビシン

ハクビシンによる被害については、家庭菜園への被害がみられるが、被害規模は軽微なものである。しかし、生息域が市内全域に拡大してきており、市街地での民家の天井裏への侵入や糞尿による生活環境被害は継続している。

### ⑦カワウ

カワウは神通川水系のアユやサクラマスの子魚等を餌としており、具体的な被害量は算定できないが、被害は継続している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和5年）	目標値（令和8年）
イノシシ	435万円	391万円
ニホンザル	107万円	96万円
スズメ	4万円	3万円
カラス	318万円	286万円
ムクドリ	32万円	28万円
アオサギ	0万円	0万円
カルガモ	0万円	0万円
ニホンジカ	0万円	0万円
ハクビシン	0万円	0万円
カワウ	(推定) 1,778万円	(推定) 1,600万円

指標（被害面積）	現状値（令和5年）	目標値（令和8年）
イノシシ	5.31ha	4.77ha
ニホンザル	0.20ha	0.18ha
スズメ	0.04ha	0.03ha
カラス	0.36ha	0.32ha
ムクドリ	0.03ha	0.02ha

※令和8年目標は、現状の-10%とした。

指標（被害件数）	現状値（令和5年）	目標値（令和8年）
ツキノワグマ	7件	0件

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①イノシシ 鳥獣被害対策実施隊員等による銃器及びわなを使用した捕獲。</p> <p>②ニホンザル 富山県ニホンザル管理計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊員による銃器及びわなを使用した捕獲。</p> <p>③カラス等（カラス・スズメ・ムクドリ・アオサギ・カルガモ） 鳥獣被害対策実施隊員等による銃器及びわなを使用した捕獲。</p> <p>④ツキノワグマ 鳥獣被害対策実施隊員による銃器及びわなを使用した捕獲。</p>	<p>・狩猟者及び鳥獣被害対策実施隊員の減少及び高齢化に伴う担い手の育成。</p> <p>・銃器捕獲可能エリア以外での有害野生動物の出没数増加に対応した電気柵、つや消し黒ワイヤー等の侵入防止柵の普及推進。</p> <p>・銃器捕獲可能エリア以外である住宅地でのニホンザルの出没増。</p>

	⑤ハクビシン 鳥獣被害対策実施隊員等によるわなを使用した捕獲。	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料支給による電気柵、つや消し黒ワイヤー等の設置。</li> <li>・里山整備による緩衝帯整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進む集落等での電気柵の維持管理。</li> <li>・里山整備等生息環境管理の継続実施。</li> <li>・電気柵整備後において管理が不十分で効果を発揮していない箇所が見られる。また、個別に電気柵を整備している地域があることから、効率的に電気柵が整備されるよう地域一体となった取り組みを推進する必要がある。恒久柵の設置後は、管理道路を設けるなど管理の徹底を図る必要がある。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<p>富山市における令和5年の農作物被害総額は896万円、被害面積は5.94haとなっている。主な被害は、イノシシによる水稻の踏み荒しとカラス及びムクドリによる果樹等の食害である。</p> <p>富山市では、被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和5年の被害金額896万円の約10%減の806万円とする。</p> <p>被害防止のための方策として、平成27年度から、被害防止体制を強化するため鳥獣被害対策実施隊を設置しているとともに、市単独の捕獲報奨金制度を設けており、今後も加害個体の捕獲を強化していく。</p> <p>侵入防止対策については、侵入防止柵の設置と捕獲の一体的な取組みを実施する。</p> <p>また、捕獲活動の担い手を育成するために、新規狩猟免許取得者への取得費用の助成を継続して行う。また電気柵を被害集落だけでなく、市単独事業を活用し予防的に導入することでイノシシの侵入防止を強化するとともに、地形的要件等が整う地域には恒久柵を導入し、効果の持続を図る。さらに、県で策定した「富山県イノシシ被害防止対策方針（平成30年2月）」及び市の被害実態を踏まえた「富山市イノシシ対策マニュアル」を活用し、生態や被害状況・対策に関する正しい知識や情報を研修会等により広く共有することで、地域におけるイノシシが生育しにくい生活環境づくりを推進し、加えて里山の整備等を継続して実施し、野生鳥獣との棲み分けを図る。</p> <p>カラスによる被害の軽減を図るため、カラス被害防止のためのつや消し黒ワイヤーの整備や檻による加害個体の捕獲を進める。</p> <p>ニホンザルについては、研修会の開催や平成30年度に創設した市単独助成制度によ</p>
--

り、電動モデルガン等を使用した集落ぐるみでの追上げ活動を支援する。

○今後の計画

- ①鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動を推進する。
- ②電気柵等の侵入防止柵の普及による被害防止対策を推進する。
- ③捕獲の担い手の育成対策を講じる。
- ④イノシシ、ニホンザル等の捕獲わなを購入する。
- ⑤県で策定した「富山県イノシシ被害防止対策方針（平成30年2月）」及び市独自の「富山市イノシシ対策マニュアル」を活用し、地域での生息環境管理を促す。
- ⑥果樹や野菜の残渣の管理指導や里山整備の継続による、生息環境管理を実施する。
- ⑦ツキノワグマについては、富山市クマ対策会議において、出没状況や関係機関との連絡体制などについての情報を共有することで、人身被害防止に努める。
- ⑧カラス等の鳥類については、住宅地や主要道路に近接した樹園地では、銃による捕獲が困難なため、つや消し黒ワイヤーや電子防鳥機を活用した防除や檻による捕獲などの対策を実施する。
- ⑨ニホンザルの追上げ活動を強化するための、市単独の補助金を継続する。
- ⑩ICTを活用した鳥獣対策

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

##### 富山市鳥獣被害対策実施隊

(富山市猟友会、大沢野・細入猟友会、大山猟友会、八尾町猟友会、婦中町猟友会)

各猟友会から、鳥獣被害の防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者として推薦された者等を市長が鳥獣被害対策実施隊員に任命し、農業団体等からの要請により鳥獣捕獲活動を行う。

また、農林事業、生命に関して必要と考えられる場合等においては、当該隊員にライフル銃を所持させるものとする。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、ニホンザル、カラス等、ニホンジカ、ハクビシン、カワウ	狩猟者の確保育成及び捕獲機材の購入。

令和7年度	イノシシ、ニホンザル、カラス等、ニホンジカ、ハクビシン、カワウ	狩猟者の確保育成及び捕獲機材の購入。
令和8年度	イノシシ、ニホンザル、カラス等、ニホンジカ、ハクビシン、カワウ	狩猟者の確保育成及び捕獲機材の購入。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>生息数、生息域とも増加しているため、捕獲を継続して行う。場合によっては、ライフル銃による捕獲等を実施する。</p> <p>(捕獲実績 令和3年度 501頭、令和4年度 472頭、令和5年度 854頭)</p> <p>年間捕獲計画数は、令和6年度 700頭、令和7年度 700頭、令和8年度 700頭とする。</p>
<p>② ニホンザル</p> <p>富山県ニホンザル管理計画に基づき、令和6年度以降も個体群管理を継続して行う。</p> <p>(捕獲実績 令和3年度 45頭、令和4年度 73頭、令和5年度 68頭)</p> <p>年間捕獲計画数は、富山県ニホンザル管理計画による。</p>
<p>③ カラス等</p> <p>農地やねぐらを含めて有害鳥獣捕獲を継続して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラス</li> </ul> <p>(捕獲実績 令和3年度 2,625羽、令和4年度 2,485羽、令和5年度 1,900羽)</p> <p>年間捕獲計画数は、令和6年度 2,600羽、令和7年度 2,600羽、令和8年度 2,600羽とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ムクドリ (被害の状況により有害鳥獣捕獲を行う)</li> </ul> <p>(捕獲実績 令和3年度 44羽、令和4年度 16羽、令和5年度 67羽)</p> <p>年間捕獲計画数は定めない。</p>
<p>④ ツキノワグマ</p> <p>目撃、痕跡情報から、人身被害の発生が危惧される場合にライフル銃等により捕獲を行う。</p>
<p>⑤ ニホンジカ</p> <p>今後、生息数の増加及び生息域の拡大が懸念されるため、捕獲を行う。場合によっては、ライフル銃による捕獲等を実施する。</p> <p>(捕獲実績 令和3年度 20頭、令和4年度 166頭、令和5年度 91頭)</p> <p>年間捕獲計画数は、令和6年度 300頭、令和7年度 300頭、令和8年度 300頭とする。</p>
<p>⑥ ハクビシン</p> <p>海岸近くでも天井裏に侵入しての糞害が発生しており、生息区域は市全域まで拡大しているため、有害鳥獣捕獲を継続して行う。</p> <p>(捕獲実績 令和3年度 6頭、令和4年度 4頭、令和5年度 10頭)</p> <p>年間捕獲計画数は定めない。</p>
<p>⑦ カワウ</p> <p>捕獲を継続して行う。</p> <p>(捕獲実績 令和3年度 15羽、令和4年度 270羽、令和5年度 287羽)</p>

年間捕獲計画数は、令和6年度 400羽、令和7年度 400羽、令和8年度 400羽とする。  
 ※令和5年度の捕獲実績は、令和6年1月末現在の数値である。  
 ※指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲は含まない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	700	700	700
ニホンザル	*1	*1	*1
カラス	2,600	2,600	2,600
ツキノワグマ	*2	*2	*2
ニホンジカ	300	300	300
カワウ	400	400	400

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

\*1ニホンザルについては、富山県ニホンザル管理計画に準じた計画数とする。

\*2ツキノワグマについては、目撃、痕跡情報により対応する。

捕獲等の取組内容
鳥獣被害対策実施隊等により、銃器やわなを用いて年間を通して捕獲を行う。また、農業関係者等に対して、わな免許等の取得を推進することで、捕獲体制の強化を図る。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
(必要性) イノシシ、ツキノワグマ等の出没により、農林事業への支障や生命の危険性に及ぶ緊急性が高いと判断された場合、ワナ等の捕獲では時間的に間に合わないと考えられるため。
(取組内容) ライフル銃による捕獲等を実施する。実施予定時期は、緊急性を伴う場合は通年実施する。捕獲予定場所は、目撃情報のあった場所を中心に実施する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水

産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	電気柵・2 段 1,800m	電気柵・2 段 7,000m 恒久柵（パネル式） 2,200m	電気柵・2 段 13,000m 恒久柵（パネル式） 1,000m
ニホンザル		電気柵 4 段+WM柵 1,000m	電気柵 4 段+WM柵 1,000m
カラス	つや消し黒ワイヤー 12.1ha	つや消し黒ワイヤー 9.9ha	つや消し黒ワイヤー 5.9ha

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度	イノシシ ニホンザル カラス等 ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲活動の担い手育成のための新規狩猟免許取得者への取得費用助成の実施。</li> <li>・里山整備等による生息環境管理の実施。</li> <li>・集落ぐるみでのニホンザルの追上げ活動の支援。</li> <li>・ツキノワグマについては、富山市クマ対策会議を開催し関係機関との連携を図るとともに、人身被害防止に努める。</li> <li>・カラス等の鳥類については、つや消し黒ワイヤー等を活用した防除や檻による捕獲などの対策を実施する。</li> </ul>
令和 7 年度	イノシシ ニホンザル カラス等 ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲活動の担い手育成のための新規狩猟免許取得者への取得費用助成の実施。</li> <li>・里山整備等による生息環境管理の実施。</li> <li>・集落ぐるみでのニホンザルの追上げ活動の支援。</li> <li>・ツキノワグマについては、富山市クマ対策会議を開催し関係機関との連携を図るとともに、人身被害防止に努める。</li> <li>・カラス等の鳥類については、つや消し黒ワイヤー等を活用した防除や檻による捕獲などの対策を実施する。</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲活動の担い手育成のための新規狩猟免許取得者へ</li> </ul>

令和 8年度	ニホンザル カラス等 ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カワウ	の取得費用助成の実施。 ・里山整備等による生息環境管理の実施。 ・集落ぐるみでのニホンザルの追上げ活動の支援。 ・ツキノワグマについては、富山市クマ対策会議を開催し関係機関との連携を図るとともに、人身被害防止に努める。 ・カラス等の鳥類については、つや消し黒ワイヤー等を活用した防除や檻による捕獲などの対策を実施する。
-----------	--	---

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

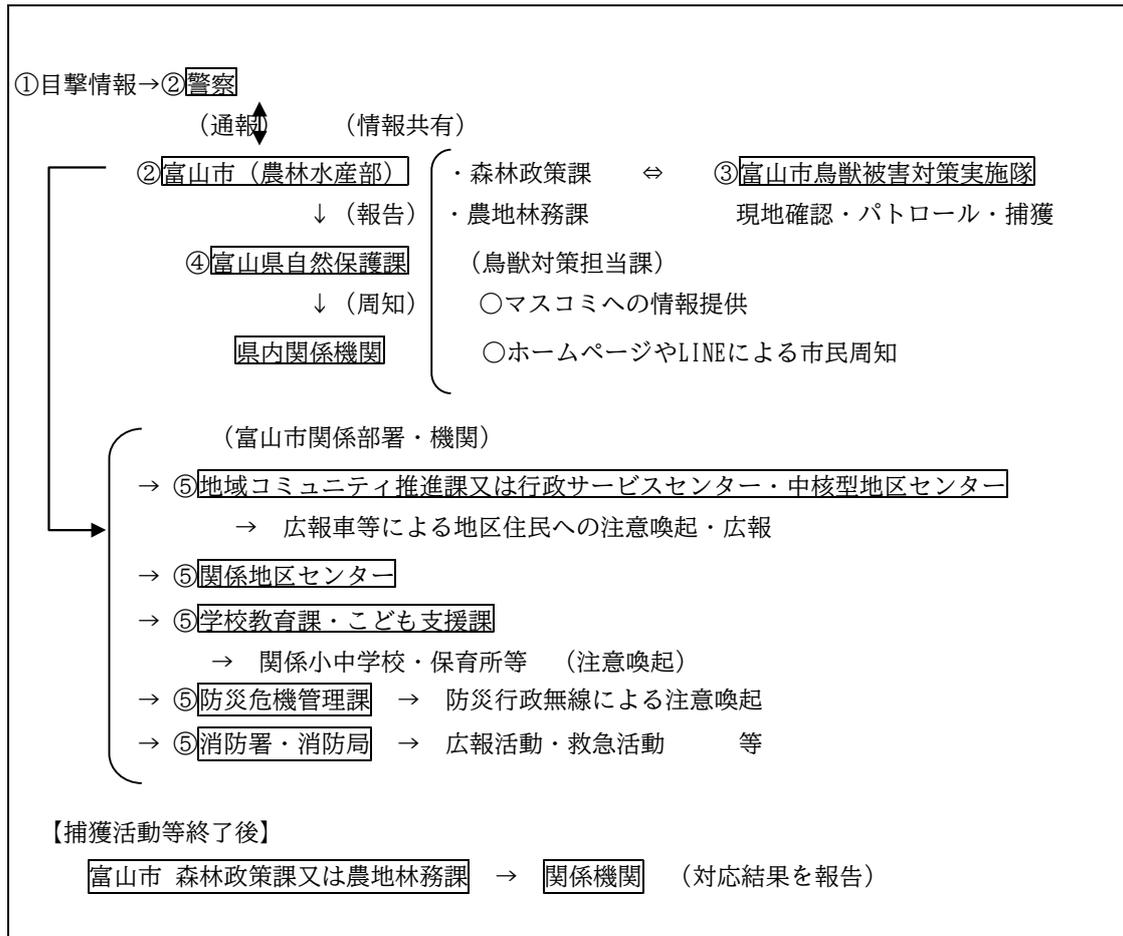
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北陸農政局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供等
富山県農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供等
富山県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供等
富山県富山農林振興センター企画振興課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供等
警察署 富山中央 富山南、富山西	富山市クマ対策会議において熊関連情報の提供
富山市自治振興連絡協議会	富山市クマ対策会議において熊関連情報の提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、下記7に記した食品としての利用の他、食品として適さない獣種や食品処理に適する時間内に処理できなかったものについては、富山地区広域圏事務組合が運営する有害鳥獣焼却施設において焼却又は各種法令等の定めにより適切に処理する（放獣、埋設など）。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

令和元年度に市内で豚熱に感染したイノシシが発見されて以降、イノシシ肉の流通がなされていなかったが、現在、市内外の民間施設においてイノシシ、ニホンジカ肉のジビエ利用が進んできている。今後、食肉利用の拡大や新たな捕獲個体の利用が必要となった場合には、県機関や近隣市町村と連携した食肉等加工施設の設置、流通・販売方針及びこのための推進体制について検討する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安

全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	被害防止計画対象地域内で捕獲した鳥獣について、食肉等利用する頭数の増加を図る。 〈捕獲した鳥獣の現在の利用状況と目標〉				
		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	イノシシ	69 頭	63 頭	120 頭	500 頭
	シカ	19 頭	50 頭	200 頭	900 頭
ペットフード	R6 年度は 100 kg。今後 3～10 トン増加を図る				
皮革	すべて使用し、今後も継続。				
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	すべて使用し、今後も継続。				

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富山市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
あおば農業協同組合 富山市農業協同組合 なのはな農業協同組合	農業者への技術指導及び情報提供
富山漁業協同組合	漁業者（内水面）への技術指導及び情報提供
立山山麓森林組合 婦負森林組合	里山整備の推進

富山市鳥獣被害対策実施隊 富山支部、 大沢野・細入支部、 大山支部、八尾支部 婦中支部、山田支部	情報の提供と捕獲の実施及び指導
富山市森林政策課 農林事務所農地林務課	協議会の運営、被害の防止対策方法や技術提供等
富山地域農業共済センター	農作物被害や被害の防止対策方法の情報提供等
富山地区広域圏事務組合	有害鳥獣焼却施設の運営
富山市農業水産課	農作物被害や被害の防止対策方法の情報提供等
富山市環境保全課	カラスについての被害防止対策の実施及び情報提供等
大長谷ハンターズジビエ	ジビエ施設の運営

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供等
富山県農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく対策推進等
富山県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携等
富山県富山農林振興センター企画振興課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく対策推進等
警察署 富山中央 富山南、富山西	富山市クマ対策会議において熊関連情報の提供
富山市自治振興連絡協議会	富山市クマ対策会議において熊関連情報の提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年4月1日に富山市鳥獣被害対策実施隊を設置した。 捕獲檻の管理や電気柵の整備について技術指導を行うとともに農作物等の被害防止のために捕獲を実施する。 また、地域、関係機関と連携し生活環境被害等の防止活動も実施する。
---

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業関係者等の積極的な取組みを推進するため、狩猟免許の取得推進を継続的に行う。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県農村振興課等が主催する技術研修会に農業関係者等の参加を促すとともに、特にイノシシに関しては「富山県イノシシ被害防止対策方針」や「富山市イノシシ対策マニュアル」を活用するなど被害防止技術の向上に努める。また、有害鳥獣捕獲隊員育成事業として、新規狩猟免許取得者への助成を継続して実施し、担い手の育成を図る。

鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止策と併せて、里山再生事業による緩衝帯の整備や農業者への自衛策の周知等を図り、地域全体での総合的な被害防止を推進する。また、住民の生命に対する危害が発生することを防止するため、地元での各種生息環境管理活動等を促す。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。